

## 公立大学法人北九州市立大学安否確認システム運用方針

### (趣旨)

- 1 この方針は、北九州市立大学安否確認システム(以下「本システム」という。)の円滑な管理・運用のために必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

- 2 本システムは、地震等の災害または事故(以下「災害等」という。)発生時に、北九州市立大学(以下「本学」という。)から安否確認のメール発信し、その回答を受信することにより、本学学生及び教職員(以下「学生等」という。)の安否確認を迅速に把握し、集計結果をもとに大学運営の指針のひとつとすることを目的とする。

### (対象者の範囲)

- 3 本システムに登録するのは、次に掲げる者とする。
  - (1)学生 学部・学群生並びに大学院生(留学生、科目等履修生等の非正規学生を含む。)
  - (2)教員 専任教員、特任教員等 ※非常勤講師は除く
  - (3)職員 プロパー職員、契約職員等

### (運用と役割)

- 4 本システムの運用等には、次のとおりとし、相互に連携協力し、運用を行う。
  - (1)総務課(危機管理担当)  
運用総括、安否確認メール送信、回答率の監視、督促、集計報告、訓練の実施、その他必要な情報の送信
  - (2)情報化推進課  
障害対応、ログ管理、基本情報登録
  - (3)学部長等及び事務局各課長  
学生及び教職員の回答促進、未回答者への個別連絡
  - (4)その他、委員長が指名する組織

### (発動基準)

- 5 災害等発生時は、以下の安否確認メールを送信するものとする。
  - (1)自動送信  
福岡県、山口県及び大分県において「震度5強」の地震が発生した場合に、本システムによる安否確認メールを全対象者に対して送信する。
  - (2)手動送信  
以下の場合、別表第1に定めるメンバーで構成される「安否確認協議会」の協議を踏まえ、決定することとする。
    - ①国内外で発生した災害等において、学生等が被災したおそれがあり、これを把握する必要がある場合。

- ②感染症のパンデミック等が発生した場合。
- ③その他、危機管理上、必要と認める場合。
- (3)安否確認協議会の構成員、各学部長等、事務局各課長等に連絡が取れない場合は、連絡の取れたメンバーにより臨時の体制を構成し、必要な協議、判断及び安否確認等の対応を行うこととする。

(職務代理)

- 6 安否確認協議会の委員長その他が災害等により職務を行うことができない場合は、次のものがその職務を代理するものとする。
- (1)委員長 :危機管理を担当する副学長
  - (2)学部長等 :学科長、副センター長等
  - (3)事務局長 :事務局次長
  - (4)各課長 :各課庶務担当係長

(訓練)

- 7 本システムを用いた安否確認訓練を、学長指示のもと、防災訓練に合わせ、少なくとも毎年1回行う。

附 則

令和8年4月1日から適用する。

別表第1(安否確認協議会)

組 織		事務局
委員長	学長	総務課
委 員	副学長(4人)	
	学生部長	
	教務部長	
	学長が指名する教員	
	事務局長	
	事務局次長、ひびきのキャンパス担当部長	
	総務課長	
	情報化推進課長	
オブザーバー	関係課長	